

令和3年度弘前市地域密着型サービス事業者公募の質問に対する回答

No.	質問事項	回答
1	<p>◆サテライト型居住施設の本体施設について 定員100床の介護老人保健施設を運営している場合、これを本体施設として、事業規模をサテライト型居住施設とすることは可能か。</p>	<p>「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）」では、「サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。」とされ、「また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所をいう。」とされていることから、本体施設とは別の場所で同じ法人が設置するものであれば可能と考えます。なお、本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内（目安：通常交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる）とされております。</p>
2	<p>◆土地・建物に係る関係部署との協議について 既設の施設建物を一部改修しての転用を考えているが、この場合、様式16の記載・提出は不要と考えてよいか。 また、選考基準（詳細）（一次審査）にて、「整備するにあたり市の関係課との協議済み」という項目があるが、これは、様式16に記載される担当部署を指すか。指す場合、既存施設の転用であって担当部署との協議が不要であった場合、当該項目については1点配点されるのか、されないことになるのか。</p>	<p>まず、様式16「土地・建物に係る関係部署との協議状況調書」については、市の関係部署と応募者が、施設整備について、事前に協議した指導事項や今後必要となる手続き等を記載するものであります。 つぎに、既設の施設建物を一部改修しての転用を考えているということですが、市の担当部署と協議し、施設整備にあたり特段必要とする手続き等がないことをご確認いただき、その旨を記載してご提出くださるようお願いいたします。また、既設の施設建物が介護保険制度に係る事業所や施設の場合、既設の施設建物の人員や設備基準等に変更が生じることや、サテライト型居住施設との併設になると考えられますので、既設の施設建物の転用について、既設の施設建物を所管している県または市へ事前に相談することも必要と考えます。さらに、補助金を活用して既設の施設建物を整備した場合は、返還等が生じることがあります。 最後に、令和3年度弘前市地域密着型サービス事業者選考基準（詳細）（一次審査）の1-(2)-ク「整備するにあたり市の関係課との協議済み」の市の関係課とは、様式16中にある担当部署であり、また、配点については、市の担当部署と協議し施設整備にあたり特段必要とする手続き等がないことをご確認いただければ1点の配点となります。</p>

令和3年度弘前市地域密着型サービス事業者公募の質問に対する回答

No.	質問事項	回答
3	<p>◆町内会・地域住民・近隣住民への説明会開催について</p> <p>現在、地域におけるコロナワクチン接種状況は、高齢者や医療従事者についてはある程度済んでいると目される一方、65歳未満については供給不足から接種が進んでいない状況である。町内会・地域住民・近隣住民に対し一カ所に人を集めての説明会には感染リスク等が施設側・住民双方で懸念されることであるが、例えば、町会長等に説明資料を送付し、町会毎で資料を確認してもらったうえで、質問等を文書・電話等で受けるなどの方法は、説明会に替わる手段として認められるか。また、地域住民・近隣住民の範囲をどのように考えるのが妥当か。施設整備予定地の町内会及び近隣町内会の範囲か、日常生活圏域か、あるいは町会・圏域問わず弘前市全域と考えればよいか。</p>	<p>説明会開催については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から書面等により実施された場合でも評価いたします。また、説明会の対象範囲は、施設整備予定地の町内会及び近隣町内会と考えております。</p>
4	<p>◆評議員会の議事録の必要性</p> <p>公募要領5応募要件(3)において、「社会福祉法人においては、応募申請について理事会で承認されていること。」と記載されている。一方、様式1「応募申請に係る提出書類一覧」の⑨には「理事会及び評議員会の議事録（・応募申請について承認決定をしたときのもの（応募申請者による原本証明必要）・評議員会を置かない社会福祉法人にあつては理事会の議事録）」となっている。</p> <p>どちらの記載が正しいか（評議員会議事録の提出が必要か不要かどちらか）。</p>	<p>本公募への応募について、理事会の承認事項としている場合は、承認決定した理事会の議事録写しをご提出ください。また、理事会の承認決定後に評議員会の決議を必要としている場合は、承認決定後の理事会及び決議後の評議員会の議事録写しをご提出ください。</p>
5	<p>◆サテライト型居住施設と本体施設の位置関係</p> <p>本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内（目安：通常交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる）とされているが、そもそもサテライト型居住施設は別の場所で同じ法人が設置するものとされている。</p> <p>移動時間20分以内を本体施設とサテライト型居住施設の範囲の上限とするとき、範囲の下限（近すぎるため別の場所と判断されないとする）を定める基準はあるか。例えば、本体施設との距離が数十メートルの場所に設置する場合はどうか。</p>	<p>「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）」では、サテライト型居住施設は、「本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設」とされており、本体施設とサテライト型居住施設との間の距離の下限は特段示されておりません。</p> <p>よって、市としましては、本体施設とサテライト型居住施設が、密接な連携を確保できるとされている通常交通手段を利用して概ね20分以内で移動できる範囲内であつて、本体施設と別の建物として設置されるのであれば、近距離や同一敷地内であっても問題ないと考えます。</p>